

改正

平成25年2月18日条例第2号

平成27年2月16日条例第1号

平成28年3月16日条例第15号

平成30年6月12日条例第17号

令和5年2月15日条例第6号

葉山町子どもの医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって子どもの健康の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者をいう。

2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項各号の「父」には、母が当該子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者が当該子どもを養育しているものとみなす。

5 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。

(対象者)

第3条 この条例により子どもの医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている

子どもを養育している者で、その養育する子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項に規定する子どもの疾病又は負傷には、次に掲げる子どもに係る疾病又は負傷は含まない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している子ども

(3) 葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による助成を受けることができる子ども

(4) 葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）による助成を受けることができる子ども

（助成の範囲）

第4条 町長は、子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって子どもに係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

（助成の方法）

第5条 子どもの医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）に対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、直接対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の交付）

第6条 子どもの医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより町長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（届出義務）

第7条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第9条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の助成を行わず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、施行日以後に行われた医療に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に葉山町小児の医療費の助成に関する規則（平成20年葉山町規則第21号。以下「規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前に規則の規定により交付された医療証は、第6条の規定により交付された医療証とみなす。

附 則（平成25年2月18日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、施行の日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月16日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の葉山町小児の医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）

の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月16日条例第15号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月12日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年12月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町小児の医療費の助成に関する条例（次項において「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後条例第 6 条の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和 5 年 2 月15日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第 6 条の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 4 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）